

議案第 25 号

三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 25 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 300 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

名称	位置
グループホームみらさか	三次市三良坂町灰塚 37 番地 12

」を

「

名称	位置
----	----

」に改める。

第 6 条中「及び健康トレーニング機器の利用」を削る。

第 7 条第 2 項を削る。

第 10 条第 2 項第 6 号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分	金額
グループホームの居室利用料	日額 1,000円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。